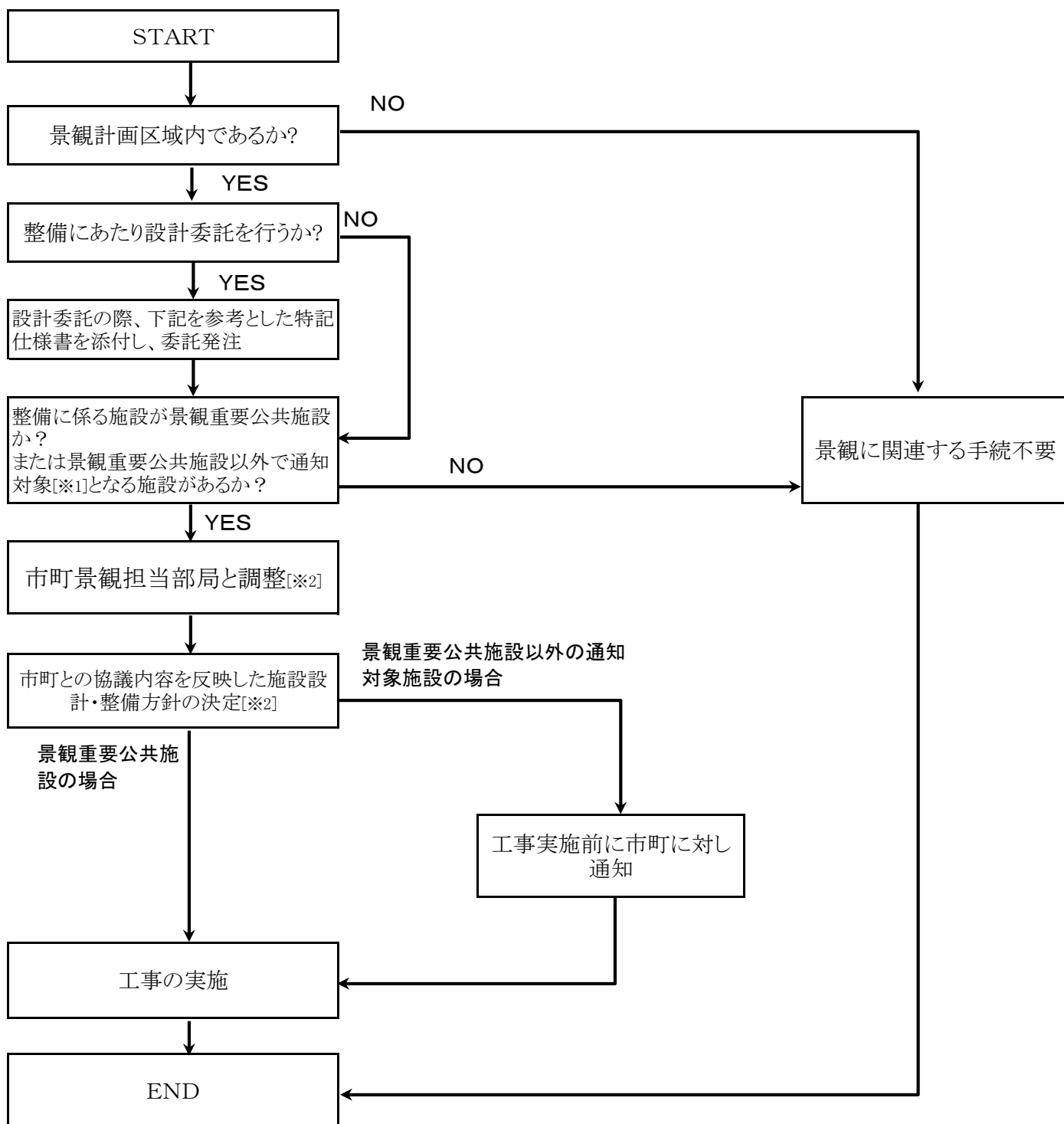


景観計画区域内での県管理土木施設整備方針運用



※1 通知対象行為は景観計画等に記載の「届出対象行為」に該当するもの

景観法16条に基づき、景観条例等に定められた一定規模以上の建築物や工作物の建設等にあたっては、国の機関、地方公共団体は景観行政団体に「通知」、その他の者は「届出」が必要。

※2 協議・決定内容については協議録等を作成し、本庁主管課及び市町に送付すること。

【特記仕様書記入例】

設計を行う施設において景観重要公共施設の位置付けがある場合、または景観計画区域内で通知対象となる施設を設計する場合は、監督員に申し出て、その指示に従うこと。